議会アドバイザーを設置するため本案を提出する。

令和5年9月27日

提 出 者 飯塚市議会議員 金 子 加 代

〃 小幡俊之

賛 成 者 飯塚市議会議員 田 中 英 美

提案理由

地方自治法第 100 条の 2 の規定に基づき、議員定数に関する議会アドバイザーを設置するため、本案を提出するものである。

次の要綱のとおり、議会アドバイザーを設置するものとする。

○飯塚市議会アドバイザー設置要綱 (案)

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法第100条の2の規定に基づく飯塚市議会アドバイザー (以下「議会アドバイザー」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものと する。

(所掌事務)

第2条 議会アドバイザーは、議員定数に関することについて、調査研究の上、報告 等を行うものとする。

(委嘱)

第3条 議会アドバイザーは、学識経験を有する者3人以内とし、議員定数のあり方に関する調査特別委員会の議決を経て議長が委嘱する。

(委嘱の期間)

第4条 委嘱の期間は、議員定数のあり方に関する調査特別委員会が調査終了するまでとし、閉会中もなお調査を継続することができる。

(謝金等)

第5条 議会アドバイザーに対する謝金及び旅費その他会議に必要な費用等は、予算 の範囲内でこれを支払うことができる。

(庶務)

第6条 議会アドバイザーに関する庶務は、議会事務局において処理する。 (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

以上、決議する。

飯塚市議会